

随意契約（相手方指定）調書

|       |                                |            |
|-------|--------------------------------|------------|
| 件名    | 被災者生活再建支援システム(東京都共同利用版)構築等業務委託 | No.5200582 |
| 工(納)期 | 令和6年3月31日                      |            |
| 契約締結日 | 令和5年8月28日                      |            |
| 契約金額  | 6,353,820円(消費税込み)              |            |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 契約相手方   | 東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>(法人番号:8011101028104) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                |  |
| 備考      |   |  |

## 業者選定理由書

|             |  |
|-------------|--|
| 件名          | 被災者生活再建支援システム(東京都共同利用版)構築等業務委託   |
| 指定業者<br>(案) | 名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部<br>所在地 東京都港区西新橋三丁目2番8号<br>代表者 執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌  |
| 指定理由        | <p>本件は外部サーバにて運用する東京都共同利用版への移行にあたり、必要なシステム構築等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① システムの更新にあたり他システム等の検討を行ったところ、当該システムにおいては、現システムに実装されている「建物被害認定調査に係る機能」があらかじめ備わっているため、別途構築する必要がないほか、都内市区町村の多くが利用していることから、連携体制を構築することが可能となる。</p> <p>② 上記業者は、現システムの構築及び保守業務を行っており、平成28年度の導入時から安定的に運用され、保守業務を良好に継続している。また、当該システムにおいても上記業者が開発しているため、システム構築が可能な業者は上記業者に限られる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>(性質又は目的が競争入札に適さないもの)  |